

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	23	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内路線に就航する航空機 （離島路線就航機に係る固定資産税の特例措置の対象となるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く） ○特例措置の内容 課税標準に係る以下の特例措置を 2 年間延長する。 (1) 地方路線の就航時間割合が 2/3 以上で最大重量 200t 未満の航空機 最初の 5 年度分 2/5 (2) 特に地方的な路線の就航時間割合が 2/3 以上で、 (ア) 最大離陸重量 30t 未満の航空機 最初の 5 年度分 1/4 (イ) 最大離陸重量 30t 以上 50t 未満の航空機 初年度 3/8、その後の 4 年度分 2/5 (3) 上記(1)及び(2)のいずれにも該当しない航空機 最初の 3 年度分 2/3 注) 地方路線：本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたもの 注) 特に地方的な路線：地方路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を発着する路線を除いたもの		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 3 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 18 項、第 19 項、第 20 項及び第 21 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲1,451) [平年度] — (▲2,587) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 航空会社の機材保有に係る負担を軽減し、国内航空路線に用いる機材の導入を促進することにより、安定的な航空輸送サービスの提供と利便性の高い国内航空ネットワークの維持を図り、もって交流人口等の増加、インバウンドの受入れ促進、そして地方創生の実現を目指す。 (2) 施策の必要性 国内航空路線は、人々の日々の生活を支えるとともに、大都市圏との関係人口・交流人口の拡大やインバウンド需要の取り込みのためにも不可欠な社会基盤である。特に、「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」という政府目標の達成には、地方への誘客を含む国内の人流促進が重要となる。 一方で、足元の円安や物価高、賃金の上昇等による整備費、機材費、燃油費等のコスト増もあり、国内航空事業は構造的に収益確保が困難な状況となっている。さらに、地方部の人口減少に伴い、地方路線を中心に採算の取れない路線は見直しが迫られることが懸念される。 加えて、航空会社は、新型コロナウイルスの感染拡大に際して、航空機の早期退役、新規機材の導入の見合わせ等によりやむを得ず供給体制を縮減させており、企業努力のみではその回復が困難な状況である。 こうした状況を踏まえ、安定的な航空輸送サービスの提供と利便性の高い国内航空ネットワークの維持・拡充を図るため、国内路線に就航する航空機に係る特例措置の延長を要望する。		
本要望に 対応する 縮減案			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する																		
	政策の達成目標	安定的な航空輸送サービスの提供を実現するとともに、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持する。																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）																		
	同上の期間中の達成目標	地方路線数 100% ＝ 令和9年度地方路線数/令和7年度地方路線数																		
	政策目標の達成状況	地方路線数について、令和6年度は 254 路線と令和4年度の 251 路線と比べて3路線増加（対比 1.2%増）していることから、地方路線数は維持・強化しているものと言える。																		
有効性	要望の措置の適用見込み	○ 国内路線における軽減適用見込み（単位：機・百万円） <table><tr><td>区分</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td></tr><tr><td>軽減機数</td><td>40</td><td>46</td><td>71</td></tr><tr><td>軽減額</td><td>1,186</td><td>1,451</td><td>2,587</td></tr></table> （出典：定期航空協会（航空会社聞き取り））			区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	軽減機数	40	46	71	軽減額	1,186	1,451	2,587				
	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度																
軽減機数	40	46	71																	
軽減額	1,186	1,451	2,587																	
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	採算性の厳しい路線はもとより、幹線を含めた国内路線全体において、安定的な航空輸送サービスの提供を可能とし、利便性の高いネットワークの維持が図られることから、本特例措置は有効な手段である。																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○ 航空機燃料税の軽減措置（租税特別措置法第90条の8～9）（単位：円/KL） <table><tr><td>区分</td><td>通常</td><td>令和7及び令和8年度</td><td>令和9年度</td></tr><tr><td>本則</td><td>26,000</td><td>15,000</td><td>18,000</td></tr><tr><td>沖縄路線</td><td>13,000</td><td>7,500</td><td>9,000</td></tr><tr><td>特定離島路線</td><td>19,500</td><td>11,250</td><td>13,500</td></tr></table> ※ 航空機燃料税から地方自治体へ譲与する航空機燃料譲与税は軽減していない。 ○ 航空機並びに航空機の装備品及び部分品等に係る関税の無税及び免除（関税定率法別表第88類、関税暫定措置法第4条） ○ 国内定期航空運送事業に係る航空機燃料について、地球温暖化対策のための税（石油石炭税）の還付（租税特別措置法第90条の3の2、第90条の3の4、第90条の7）			区分	通常	令和7及び令和8年度	令和9年度	本則	26,000	15,000	18,000	沖縄路線	13,000	7,500	9,000	特定離島路線	19,500	11,250	13,500
	区分	通常	令和7及び令和8年度	令和9年度																
	本則	26,000	15,000	18,000																
	沖縄路線	13,000	7,500	9,000																
特定離島路線	19,500	11,250	13,500																	
予算上の措置等の要求内容及び金額																				
上記の予算上の措置等と要望項目との関係																				
要望の措置の妥当性	適時適切な機材導入が図られることにより、地方路線も含めた国内路線全体において、安定的な航空輸送サービスの提供が可能となることから、国内航空ネットワークの維持という目的に対して有効なインセンティブとなる。 また、地方における航空ネットワークの維持は、地方に限らず広く我が国の経済活動、社会生活にとって利益になることから、広く全体で負担することが公平性の観点からも妥当である。																			

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○ 国内路線における軽減適用実績 (単位：機・百万円)			
		区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		軽減機数	109	83	77
		軽減額	3,323	2,340	1,736
		(出典：定期航空協会（航空会社聞き取り）)			
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用総額 令和元年度 162,706,499 千円 令和2年度 179,743,194 千円 令和3年度 179,392,505 千円 令和4年度 233,650,782 千円 令和5年度 165,981,766 千円			
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	当該軽減措置の適用により、下表のとおり国内路線の維持が図られている。			
		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		国内路線数	276	273	270
		うち地方路線	257	254	251
		うち特に地方路線	124	120	119
		運航便数(万便)	49.0	64.7	85.7
	前回要望時の達成目標	地方路線数の前年対比維持率 令和6年度 100.8% (令和6年度地方路線数/令和5年度地方路線数) 令和5年度 100.4% (令和5年度地方路線数/令和4年度地方路線数)			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由				
	これまでの要望経緯	昭和29年度 制度創設（昭和53年度以降、時限措置） ・全ての機材 最初の3年間2/3 平成16年度 拡充（最大離陸重量130t未満の航空機に対する軽減率） ・130t未満 最初の3年間1/2（130t以上は従前と同様に最初の3年間2/3） ※ 平成18年度・平成20年度（2年延長） 平成22年度 拡充（最大離陸重量の制限を引き上げ。200t未満の軽減率・期間） ・200t以上 最初の3年間2/3（130t以上200t未満の航空機は1/2→2/3） ・200t未満 最初の5年間2/5（地方路線の就航割合が2/3以上のものに限る） ※ 平成24年度（2年延長） 平成26年度 拡充（最大離陸重量50t未満の航空機に対する軽減率） ・30t以上50t未満 最初の1年間3/8、その後の4年間2/5 ・30t未満 最初の5年間1/4 （50t未満の航空機は、羽田・伊丹路線の就航割合が1/3未満のものに限る） ※ 平成28年度以降、それぞれ2年延長（平成30年度、令和2・4・6年度） ※最大離陸重量：航空機の機種ごとに定められた離陸することができる総重量の最大値			